

- 令和5年5月24日第22回国土審議会離島振興対策分科会において、離島振興対策実施地域の指定解除のあり方等についての検討が離島指定検討部会に付託。
- 離島指定検討部会は、以下の2つの検討内容について、現地調査、ヒアリング等を行いながら、3回にわたり調査審議。

検討内容1 架橋に伴う指定解除のあり方

- ・ 改正離島振興法の附帯決議※を踏まえ、離島指定検討部会において、離島と本土の間に架橋が整備された際の地域の実情に配慮した指定解除のあり方について検討する。

※「離島と本土等との間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること」

検討内容2 人口要件を満たさなくなった離島地域の検討

- ・ 令和2年国勢調査の結果、人口要件(おおむね50人以上)を下回っている離島振興対策実施地域(10地域)について、離島指定検討部会において、今後の離島振興方針等を点検※し、指定解除の停止の妥当性を検討する。

※点検にあたっては、改正離島振興法や人口減少等の離島を取り巻く現状を踏まえて、現地調査、ヒアリング等を実施。

(離島指定検討部会報告)(概要)

【検討内容1. 架橋に伴う指定解除のあり方について】

- 架橋後に指定解除された離島地域へのヒアリング※を踏まえ、現行の指定解除基準について検討を行った。

※令和5年10月24～25日 蒲刈群島、下大崎群島(広島県呉市)、令和5年11月14日 芸備群島(広島県尾道市)、越智諸島(愛媛県今治市)

検討内容	検討結果
<p>(1) 離島地域の指定解除の原則の妥当性</p> <p>架橋等が行われた場合に、離島地域の指定を解除する現行の指定解除基準の原則について、現行基準の策定時の議論に立ち返って検討。</p>	<p>以下の理由から、指定解除の原則を維持することが妥当。</p> <ul style="list-style-type: none">① 四方を海等に囲まれ、本土との交通が航路に大きく依存していることに起因する離島特有の条件不利性は、架橋により解消されると捉えるべき② 架橋整備後も離島振興対策実施地域として支援を継続することは他の離島地域と比較して不公平であり、真に離島振興対策を必要とする地域に支援が行き届くようにすべき③ 架橋整備による離島特有の条件不利性の解消は有料橋・無料橋によって実質的な差はなく、両者を区別する必要性は見いだしがたい
<p>(2) 指定の解除時期</p> <p>現行の指定解除基準は、架橋等が行われれば指定を解除し、翌年度に限り、指定の解除を猶予できると規定していることを踏まえた検討。</p>	<p>離島地域の指定を直ちに解除するのではなく、あらかじめ準備期間を考慮して、架橋等開通後の翌年度末まで指定を継続し、翌4月1日付けをもって解除する旨を指定解除基準において明確化</p>
<p>(3) 指定解除を猶予すべき地域の実情の考え方</p> <p>現行の指定解除基準は、常時陸上交通が確保されない集落が存在する場合には指定解除を猶予できると規定しているが、附帯決議を踏まえた指定解除を猶予すべき地域の実情の考え方を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none">・常時陸上交通が確保されない集落が存在する場合には、道路整備の完了まで引き続き指定解除を猶予する。・離島振興計画に位置づけられている公共事業が完了していない場合についても、当該事業の完了まで指定解除を猶予する。・上記の指定解除の猶予の判断は、個別の架橋事業ごとに、現地調査等を経て判断するとともに、猶予が妥当な場合は、解除時期をあらかじめ明示する。 <p>※指定解除の猶予を判断する際の留意事項として、以下を明示する。</p> <ul style="list-style-type: none">・離島振興計画において、架橋事業等を受けた当該離島の自立的発展に係るビジョンが明確となっており、その達成のために必要な事業が、架橋等の開通時点で残っていること。・当該事業の採択過程、事業計画の進捗及び残事業の内容に鑑み、架橋等の開通時点で事業中であることがやむを得ないものであり、その事業完了まで指定解除を猶予するだけの合理性があること。・指定解除を猶予することが、離島としての課題を抱える他の離島振興対策実施地域を比較して、公平性を欠くものではないこと。
<p>(4) その他</p> <p>現行の指定解除基準の記載内容に係る検討。</p> <ul style="list-style-type: none">・常時陸上交通の確保に係る具体的な要件の記載の必要性・現行の離島振興法にない「隔絶性」の文言の取扱い・干拓埋立事業等に伴う基準が別にあることの取扱い	<ul style="list-style-type: none">・常時陸上交通の確保に係る具体的な要件は削除する。・「隔絶性」の表現は、現行の離島振興法の規定にあわせる。・干拓埋立事業等についても架橋事業等が行われた場合の指定解除基準に一本化する。

- 上記を踏まえた指定解除基準の見直しと留意事項の案をとりまとめ。

(離島指定検討部会報告)(概要)

【検討内容2. 人口要件を満たさなくなった離島地域の検討について】

- 離島振興対策実施地域77地域のうち、離島指定基準にある「おおむね50人以上」という人口要件を満たさなくなり、離島指定基準の留意事項1※に基づき、今回の点検対象となった10地域は右表のとおり。

※離島指定基準の留意事項1

・指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。

- 今後の振興方針並びに現地調査及びヒアリングの結果(別表参照)から以下を確認。

- ・離島振興計画に基づき、今後の振興方針が定められ、これらに基づいた振興策が着実に実施されていること
- ・小規模な離島であるものの地域の特色に合わせた活動取組が行われており、今後も、地元自治体や島民が協力し、産業振興や交流人口・関係人口の維持・拡大等に向けた取組を進めていこうとする姿勢が見られること

- 特に、改正離島振興法に新たに位置づけられた関係人口の巻き込みについても、地域の特性に応じた取組が既に見られ、その拡大に取り組もうとする姿勢が見受けられた。

- 以上を踏まえれば、点検対象の10地域のいずれについても、離島振興法第1条の目的に沿った振興策を十分実施しうると判断され、離島振興法に基づく離島振興事業を今後も継続していく必要性が認められる。

◆点検対象の10地域のいずれについても、離島指定基準の留意事項の1に基づき、指定解除を停止することが妥当。

◆少なくとも現行の離島振興法の法期限である令和14年度末までは、離島振興対策実施地域の指定を継続。

都道県名	指定地域名	島名	市町名	人口(H22)	人口(H27)	人口(R2)	人口減少率(H22-R2)	
北海道	こじま小島	小島	厚岸町	13人	12人	8人	38.5%	
岡山県	いぬじま犬島	犬島	岡山市	54人	44人	36人	33.3%	
	こじま児島諸島	まつしま松島	倉敷市	3人	3人	4人	10人	23.1%
		むぐちじま六口島	〃	10人	7人	6人		
広島県	しもおおさき下大崎群島	みかどじま三角島	呉市	61人	34人	16人	28人	64.6%
		いつしま斎島	〃	18人	15人	12人		
		おち越智諸島	うしま鶴島	今治市	33人	23人		
つしま津島	〃	18人	13人	7人				
愛媛県	くるしま来島群島	おしま小島	今治市	25人	11人	7人	32人	57.9%
		くるしま来島	〃	23人	15人	14人		
		うしま馬島	〃	25人	20人	9人		
		ひきしま比岐島	〃	3人	3人	2人		
	あおしま青島	青島	大洲市	19人	17人	5人	73.7%	
宮崎県	みなみなか南那珂群島	おおしま大島	日南市	11人	1人	2人	11人	69.4%
		つしま築島	串間市	25人	9人	9人		
鹿児島県	かつらじま桂島	桂島	出水市	13人	8人	12人	7.7%	
	しんじま新島	新島	鹿児島市	4人	0人	2人	50.0%	

(離島指定検討部会報告)(概要)

- 今回の点検を経て、厳しい離島の現況を再確認し、今後の振興策を改めて考える機会として、点検作業の意義が大きいことが確認された。
- 今回の点検過程を通じて得られた、定住人口の減少が特に著しい離島が抱える課題や取組の方向性には、人口減少が急速に進む小規模離島が振興策を考える際の共通の示唆となるものがあった。



1. 国勢調査人口が大きく減少した離島にあっても、元島民やその家族の往来、農業・漁業の拠点としての役割などが見られることから、今後は、単に定住人口だけではなく、関係人口を含めて、離島の振興を進めていくことが必要である。
2. 国勢調査人口が大きく減少した離島にあっても、現在のところは、島民と元島民の協力により家屋が適切に維持されており、これまでに整備されてきたインフラも適切に維持、活用がされている。一方で、無人島化は、こうした島民の協力によって維持されてきた家屋・インフラの維持が困難となっていくことを意味する。したがって、島民が残っている早い段階から、島との関わり合いを持つ関係人口の醸成を進め、島民と関係人口が協力して、離島の振興に取り組み、さらには定住人口の確保につなげていく仕組みづくり(例えば、中間支援組織の立ち上げなど)を進めていくことが必要である。その際には、滞在・交流できる場づくりも重要である。
3. 関係人口から島に移住し定住人口へと発展していくためには、住まいの確保が重要である。小規模な離島にあっても、現段階では、普段は居住されていないが、適切に維持されている家屋が多く見られることから、まだ家屋が維持されている早い段階で、こうした家屋の活用を進めていくことが必要である。
4. 交通、通信、水道、汚水・廃棄物処理などの島での日常生活に欠かせないインフラは、関係人口の醸成、交流人口の拡大、ひいては移住による定住人口の確保を進めていく上でも重要であり、新たな技術等も活用しつつ、適切な維持・管理を実施することが必要である。
5. 小規模な離島における優良な取組の横展開が重要であり、特に、国・都道府県・市町村が連携して、離島活性化交付金などを活用したソフト事業の積極的な展開を進めていくことが必要である。その際、市町村においては、小規模な離島の実態をよく把握し、各々の離島の実情に即して、外部人材の活用を含めた離島振興の取組の体制づくりを進めていくことが望まれる。

(別表)対象地域における今後の振興方針及び点検結果

都道県名	指定地域名	島名	市町名	今後の振興方針及び点検結果
北海道	小島	小島	厚岸町	<p>(自治体による今後の振興方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 島の主要産業である漁業の生産高は平成20年度以降減少傾向にあるため、産業基盤の整備等により生産性が高く安定した水産業の振興を図ることで、夏場は島・冬場は本土という独特の生活スタイルを維持しながら、<u>離島の自立的発展を促進</u>。 町、漁協等が連携して、ブルーカーボンの推進にも大きく寄与する小島付近を中心とする良質な漁場の継承と漁業従事者の維持確保に努めるとともに、ふるさと納税返礼品に活用するなどして<u>小島の特産品であるコンブのPR、販売促進を図る</u>。 波浪などによる海岸浸食の防止対策等により島民の生活の安定を図り、半定住も含めた人口の拡大を目指すとともに、町特産ウイスキーの熟成庫の島内設置に向けた検討を継続するなど、<u>関係人口の創出を図る</u>。 <p>(点検の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> コンブ漁の拠点として重要な役割を果たしていることが確認することができた。また、特産のコンブを活かした交流の拡大、町特産ウイスキー熟成庫の設置検討など、新たな動きも見られ、関係人口の創出に向けた今後の取組も期待できる。
岡山県	犬島	犬島	岡山市	<p>(自治体による今後の振興方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本土側の関係機関等と連携した医療・福祉・介護サービスの充実に努めるとともに、交通アクセスの確保や令和4年度に提供が開始された超高速ブロードバンドサービスの様々な分野での活用などを検討し、<u>住民及び来島者の利便性を向上させる</u>。 住民の安全・安心で快適な暮らしとのバランスを保ちながら、文化芸術活動の継続やイベント開催などへの支援を通じた取組を行うことにより、<u>文化・芸術の島としての魅力向上を図り、交流人口の増加や関心の醸成などにつなげていく</u>。 キャンプ場、犬島自然の家などの既存施設や優れた自然条件、現代アートなどの資源を有効活用した観光、レジャー、体験学習など多様な活動ができる環境づくりを検討・推進し、<u>交流人口の増加や関心の醸成などにつなげていく</u>。 <p>(点検の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 移住者による一般社団法人の設立をはじめ、交流人口・関係人口を増やす取組が着実に進められているほか、新たな光回線が整備され、今後の移住・定住の可能性の広がりを確認することができた。また、HPなどのSNSを活用した情報発信などの交流人口・関係人口をさらに増やそうとする試みも見られ、今後の取組も期待できる。

(別表)対象地域における今後の振興方針及び点検結果

都道県名	指定地域名	島名	市町名	今後の振興方針及び点検結果
岡山県	児島諸島	松島、六口島	倉敷市	<p>(自治体による今後の振興方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各離島の面積は小さく、また、国有林野の面積が大半を占める離島もあり、本土に近接していることから、定期航路がないこともあって、深刻な人口減少、高齢化により、観光業等の主要産業だけでなく、日常生活面においても、担い手不足が深刻な問題となっている。また、東日本大震災で離島が大きな被害を受けたことを踏まえて、津波を想定した災害対策を講じる必要がある。様々な状況を想定した上で、諸島の施策を講じ、本地域の安心安全な地域づくりに努める。 <p>(点検の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 松島は、地域おこし協力隊による民泊開業や松島分校美術館を活用したイベントの実施などの島外から人を呼び込むための取組及び、六口島は、民宿を経営している島民による清掃活動などの島外からの観光客の来島のための取組が確認できた。また、島民と協議しながら、島に興味を持つ関係人口を増やそうとする姿勢も見られ、今後の取組も期待される。
広島県	下大崎群島	三角島、齋島	呉市	<p>(自治体による今後の振興方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 三角島及び齋島は、日常生活機能を豊島や大崎下島に依存していることから、航路など生活利便性の維持・向上に努めるとともに、農業の振興、島の豊かな自然を生かした他地域との交流促進を図りながら、安心して暮らせる地域づくりを目指す。 <p>(点検の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 三角島は、現島民以外も定期的に帰島し家屋の管理が適切に行われていること及び、齋島は、本土のまちづくり協議会が主体となって島の清掃活動が行われているなど関係人口や定住人口を創出する取組が確認できた。また、三角島では民間事業者と協働した取組など、更なる関係人口の創出に向けた、今後の取組も期待できる。
愛媛県	越智諸島	鵜島、津島	今治市	<p>(自治体による今後の振興方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化に伴う労働力、後継者不足のため、主産業である農業の低迷が続いている。これ以外にも、水道施設の老朽化や定期連絡船の確保などの課題を有している。 今後は、「癒やされる快適な生活空間」の実現をめざし、水資源の確保や生活排水処理の充実などの住みよい生活環境の創造に引き続き取り組むとともに、地域の特性である豊かな自然環境を活かし、若者の定住と人口の増加につなげる。 <p>(点検の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鵜島は、現島民以外も定期的に帰島し家屋の管理が適切に行われていること及び、NPOと協力した、各種観光PRの取組についても確認することができた。また、カフェの運営やイベントの開催など、交流人口・関係人口の維持・拡大に向けた、今後の取組も期待できる。

(別表)対象地域における今後の振興方針及び点検結果

都道県名	指定地域名	島名	市町名	今後の振興方針及び点検結果
愛媛県	来島群島	小島、来島、馬島、比岐島	今治市	<p>(自治体による今後の振興方針)</p> <p><小島・来島></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地への転換整備 ・来島の城址や小島芸予要塞軍など豊かな歴史資源を有しており、NHKスペシャルドラマ「坂の上の雲」放映により、波及効果もあり、今後、観光地としてどう転換整備を進めるか検討し、交流人口の拡大及び人口減少の防止を図る。具体的には、史跡の維持修復や住民意識の変革、アクセスとしての航路の充実等。 <p><馬島></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地への転換整備 ・来島群島で唯一の宿泊可能な施設があり、観光客の受け入れ先として、また、しまなみ海道から徒歩で馬島に降りられる立地条件を活かした観光振興を検討する。具体的には、史跡の維持修復や住民意識の変革、アクセスとしての航路の充実等。 <p><比岐島></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2名のみ旧今治市内との2拠点生活を行っている。今後の振興方針については、住民の意向を踏まえながら検討していく必要がある。 <p>(点検の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来島は、漁業の拠点であるほか、島民が主体となった清掃活動・休憩所の維持管理など、島の歴史資源や釣りを目的とした観光客の受け入れのための取組が確認できた。島外の人たちとの連携などが新たな検討課題としてあがっており、今後、こうした取組が期待できる。
愛媛県	青島	青島	大洲市	<p>(自治体による今後の振興方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青島は、本土近接型の小規模離島で周囲に同様の離島もなく、超高齢化した島であることから、島独自で自立的発展を遂げることは困難な状況である。このため、本土との連携を図りながら、島内道路の保全修理、生活用水の確保、医療及び緊急体制の確立、避難場所や避難経路の確保等の防災対策を重点的に行い、住民が安心して暮らせる地域づくりを目指す。 ・漁業だけでなく高齢者が安定した収入を得ることが出来るように、農協が中心となり、試験的に漢方薬の材料となる八朔の栽培を行っている。 ・主要産業である沿岸漁業維持のため、築いそや魚礁の設置等により漁場の造成を図る。 ・長浜自治会や長浜高校等、本土側の関係機関と連携しながら、島のPRや文化振興等を図る。 <p>(点検の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光パンフレット作成や本土からのボランティアの協力による猫を活かした観光振興の取組が確認できた。また、高校生などの学生との交流やコミュニティセンターの活用など、関係人口の拡大に向けた新たな取組の検討も見られ、今後の取組も期待できる。



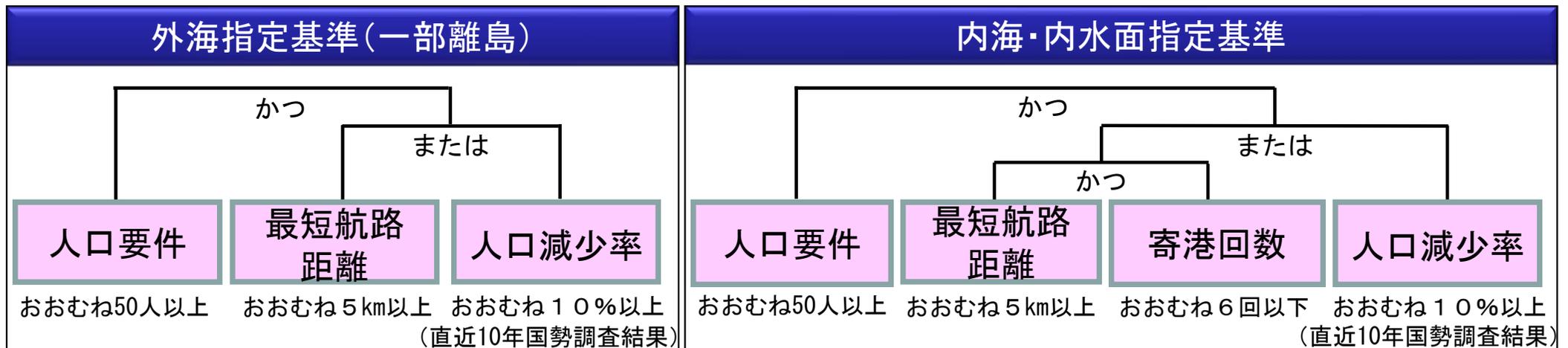
(別表)対象地域における今後の振興方針及び点検結果

都道県名	指定地域名	島名	市町名	今後の振興方針及び点検結果
宮崎県	南那珂群島	大島	日南市	<p>(自治体による今後の振興方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本土との航路の確保により島民生活の安定を図るとともに、島の景観や自然を生かした観光及び滞在型体験学習の実施による交流人口の拡大を図る。 ・定着性種苗の放流や人工漁礁の設置による漁場整備等、水産基盤の整備を図る。 ・本土との医療機関との連携及び搬送体制の確立及び防災対策の推進による安心・安全な生活環境の整備を行うことで島民の福祉の向上を図る。 <p>(点検の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大島は、島民・元島民や島に関心がある人で構成されている大島プロジェクト会議による、道路の清掃などの維持管理及びイベントの開催などの来島を増やす取組、築島は、2拠点居住のための空き家の活用など、島の振興の取組が確認できた。また、大島では学生などの体験学習の誘致など、交流人口・関係人口の拡大に向けた新たな取組の検討も見られ、今後の取組も期待できる。
		築島	串間市	
鹿児島県	桂島	桂島	出水市	<p>(自治体による今後の振興方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者等による自主的な取り組みを支援しながら、周辺海域の好漁場や消費市場を近くに控えているなどの優位性を活かし、チリメンジャコ漁などの収益性の高い持続可能な沿岸漁業の振興を図り、漁業就業者数を維持し、人口減少の防止を目指す。 <p>(点検の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗放流や漁場の管理などの漁業関係の産業振興の取組が確認できた。また、離島体験や離島の魅力発信など交流人口・関係人口の拡大に向けた取組の検討も見られ、今後の取組も期待できる。
		新島	鹿児島市	
		新島	鹿児島市	<p>(自治体による今後の振興方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本土との交通手段である行政連絡船の維持・改善に努めるとともに、生活の安定及び福祉の向上を図る。 ・併せて、本地域は霧島錦江湾国立公園に指定され、豊かな自然環境や特色ある地形・地質を有していることから、ジオパークの取組などにおいて、地域資源の活用を図る。 <p>(点検の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元島民が移住し、NPOと協働した植栽などの環境整備や体験型ツアーの周知などの観光振興の取組が確認できた。また、自然景観を生かした観光による交流人口・関係人口の拡大に向けた取組の検討も見られ、今後の取組も期待できる。

(参考)離島振興対策実施地域の指定基準について(H25見直し)

- 離島振興対策実施地域は、離島振興法第2条に基づき主務大臣(国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣)が国土審議会の意見を聴いて、同法第1条の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は一部を指定。
- 現行の離島指定基準は、第10回離島振興対策分科会(平成25年4月11日)において見直されたもの。

【離島指定基準の概念図 ※国土審議会 第10回離島振興対策分科会(平成25年4月11日)決定】



○見直し後の指定基準の運用に関する留意事項

- 1 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
- 2 常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
- 3 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第1条の目的に沿うよう行う。